

令和 8 年 1 月 19 日

## グリーンバンク事業の廃止について

恵庭市経済部花と緑・観光課

## 1. グリーンバンク事業の概要

樹木の譲渡希望者と受け入れ希望者を市が仲介し、緑の循環と振興を促進することを目的として平成元年より実施していた事業。

項目	内容
事業名	グリーンバンク事業
対象者	恵庭市内の個人、法人、団体等
対象樹木	市内の土地で所有者が生育している樹木
費用負担	譲渡希望者と受領希望者間で決定
市の役割	台帳の整備、受領希望者への斡旋、造園業者への見積依頼

## 2. 事業の経過

実施開始：平成元年

これまでの実績：

- ・ 公共施設への移設：84 件（計 1,495 本）
- ・ 民間移植：3 件（計 36 本、うち 2 件が「花とくらし展」）

移植実績の最終年：平成 14 年（以降実績なし）

## 3. 現在の状況

台帳登録者：8 名（17 件）登録 → 現在、実際に残っているのは 2 名（2 件）

譲渡希望の頻度：年に 1 度程度相談があるが、受領希望者はなし

公共施設での受け入れ状況：受け入れなし（予算未設定、移植後の枯れトラブル懸念）

## 4. 事業見直し理由

理由	詳細
事業実施の実態	民間移植の実績がほぼ無い
受領希望者の不在	受領希望の問い合わせが無い
台帳登録者の状況	残存登録者は 2 名のみ、登録から 20 年以上経過しているが特段の問い合わせが無い
周知の状況	長期間取引実績がないため、特に周知は実施していない

## 5. 事業の廃止

事業および関連要綱（別紙1「グリーンバンク事業取扱要綱」）の廃止:

- ・根拠：事業の実施実態がなく、残る登録者のいずれも有効期間を満了しているため
- ・事業の廃止日：令和7年10月29日

対外的な周知:

廃止に関する周知は行わず、市民から問い合わせがあった際には個別に回答を行います（庁内に周知済み）。

将来的な再開の可能性:

- ・需要が見込まれる場合、(仮称)「花と緑の文化センター」での事業化を検討します。

## 恵庭市グリーンバンク事業取扱要綱

### 目的

第 1 条 この規則は、個人、法人及び団体が所有している樹木について譲渡を希望するとき、樹木の受領を希望する個人、法人及び団体に対して、恵庭市長（以下「市長」という。）が斡旋し、緑の循環及び振興を図ることを目的とする。

### 対象となる者

第 2 条 この事業の対象となる者とは、次のとおりとする。

- (1) 恵庭市内に居住する個人
- (2) 恵庭市内に事業所を設置している法人
- (3) 恵庭市内に事務局等を設置している団体
- (4) 恵庭市内に土地を有する個人、法人及び団体

### 対象となる樹木

第 3 条 この事業の対象となる樹木とは、次のとおりとする。

- (1) 恵庭市内に所有する土地で、土地の所有者が生育している樹木
  - (2) 恵庭市内に居住する個人、事業所を設置している法人、事務局等を設置している団体が賃借し使用している土地で、個人、法人及び団体が所有し生育している樹木
- 2 樹木は土地で生育しているものとする。

### 譲渡及び受領申請

第 4 条 樹木を譲渡若しくは受領しようとする個人、法人及び団体は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 譲渡を希望する者は、恵庭市グリーンバンク譲渡登録申請書（様式第 1 号）（以下「譲渡申請書」という。）
- (2) 受領を希望する者は、恵庭市グリーンバンク受領登録申請書（様式第 2 号）（以下「受領申請書」という。）

2 譲渡申請書及び受領申請書の有効期間は次のとおりとする。

- (1) 申請書を提出した年の年度末より 5 年間
- (2) 登録した樹木の譲渡が完了したとき
- (3) 申請者が申請を取り下げたとき
- (4) 申請者個人が死亡したとき
- (5) 申請者法人が合併、営業譲渡、解散等により法人格が変わったとき
- (6) 申請者団体が解散したとき
- (7) 個人の氏名、法人及び団体の名称のみが変更した場合は引き続き有効とする

3 申請に伴う費用は、無料とする。

## 現況確認

第5条 市長は、譲渡申請書を受領した後、申請書に記載している樹木の現況を確認し、画像を撮影し保存することとする。

## 登録台帳の作成

第6条 市長は、現況確認を終えた後、グリーンバンク譲渡登録台帳（様式第3号）（以下「譲渡台帳」という。）に必要事項を漏れなく記入の上、保存することとする。

2 受領申請書を受領後、グリーンバンク受領登録台帳（様式第4号）（以下「受領台帳」という。）に必要事項を漏れなく記入の上、保存することとする。

## 斡旋

第7条 市長は、受領申請書を受領後、譲渡台帳及び譲渡申請書を確認し、受領希望内容と譲渡希望内容が一致した場合、受領希望者及び譲渡希望者の双方へ希望内容が一致した旨の通知を行うこととする。

2 市長は、樹木の移植にかかる費用について、市内の造園業者へ見積りを依頼し、見積りの結果を受領希望者及び譲渡希望者の両方へ通知することとする。

3 移植にかかる費用は、受領希望者及び譲渡希望者の話し合いで決定することとする。

## 移植の実行

第8条 移植を実施した場合、移植が完了したときに、受領希望者及び譲渡希望者は、恵庭市グリーンバンク事業完了届（様式第5号）（以下「完了届」という。）を市長に提出する。

## 移植の取り止め

第9条 受領希望者及び譲渡希望者の希望に折り合いがつかず、移植を取り止めたときは、受領台帳及び譲渡台帳に必要事項を記録しておくこととする。

## 完了による登録の削除

第10条 市長は、受領希望者及び譲渡希望者より完了届の提出を受けた後、譲渡台帳及び受領台帳から登録を削除する。

## 辞退による登録の削除

第11条 市長は、受領希望者及び譲渡希望者より辞退の申し出を受けたときは、登録辞退届（様式第6号）の提出を受けた後、譲渡台帳及び受領台帳から登録を削除する。

## 紛争に関する事項

第12条 受領希望者及び譲渡希望者の間で起きた紛争に関して、市長は関与しない。

補則

第13条 この要綱に定めるもののほか、運用の細目に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から実施する。